

## 移住者マイホーム応援事業 マイホームを取得する移住世帯を応援します

市への移住世帯を応援するため、定住する意思を持って市に転入し、マイホームを取得する世帯に対して、その取得費用の一部を補助します。

### 対象世帯 (次の①から⑤をすべて満たす世帯)

- ① 転入予定または転入後1年以内の世帯で、市内に住宅を取得する世帯
- ② 計画認定申請時において、転入日前2年以内に市に居住したことがない世帯
- ③ 他の公的制度による補助等を受けていない世帯
- ④ 同居する全員が税等を滞納していない世帯
- ⑤ 自治会に加入している世帯

### 補助内容

- ・ 住宅取得費用の5% (上限30万円)
- ・ 加算額 ①子育て世帯加算 10万円
- ②市内業者利用加算 10万円

### 対象住宅 (次の①②を満たす住宅)

- ① 自らが居住する取得費用が100万円以上のもの
- ② 補助事業認定後に事業開始 (着工・購入) し、3月20日までに完了するもの

**申込方法** 申請書に必要書類を添付して直接提出 (持参) してください。

※ 予算の範囲内で随時受け付けます。【問い合わせ先】地域創生対策室 電話42-2111 (内線361)

## 風車輸送のお知らせ

【問い合わせ先】土木課 電話42-2111 (内線396)

木造地区のメロンロード付近で、風力発電所建設工事に伴う風車部材の輸送に本格着手します。

輸送に際して、積載幅が2車線に跨るため片側1車線の路線では対面通行が出来ないこと、長尺物は交差点を曲がる際に切返しが必要のため時間を要すること、重量物は運行速度が遅くなる場合があります。

先導車・後導車・誘導員等を配置し、交通ルールとマナーを遵守して、安全運行を徹底して参りますが、輸送車両が通過するまでの一時的な待機、徐行運転等に、市民の皆さまのご理解とご協力をお願い致します。

### 2種類のルートで輸送します

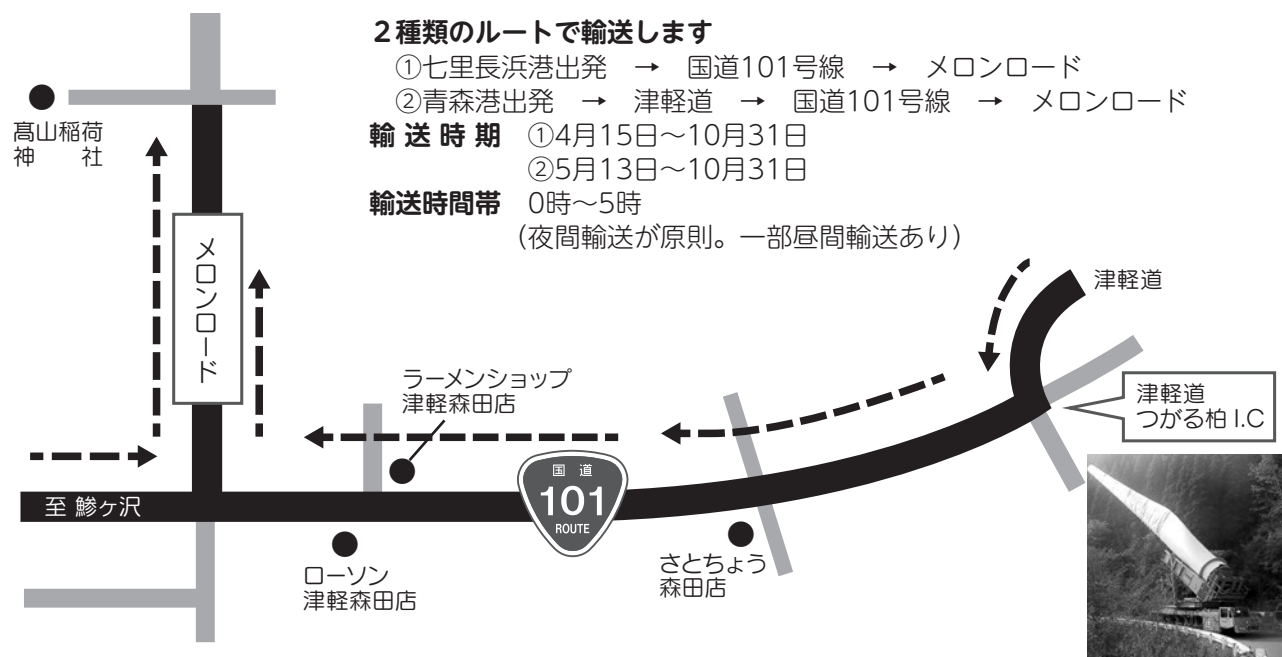
- ① 七里長浜港出発 → 国道101号線 → メロンロード
- ② 青森港出発 → 津軽道 → 国道101号線 → メロンロード

**輸送時期** ① 4月15日～10月31日

② 5月13日～10月31日

**輸送時間帯** 0時～5時

(夜間輸送が原則。一部昼間輸送あり)



広 告

## 金澤塗装

安心 丁寧 安い

一般建築塗装 屋根・外壁・各種吹き付け

腕の良い職人が下地から丁寧に仕上げます。

まずは無料診断と見積を。

いつでもお気軽に、電話お待ちしております。

つがる市富范町屏風山21-2 代表 金澤 晶  
携帯 090-2361-0881 TEL0173-56-2320 FAX0173-56-2162

広 告

ペンキの  
お化粧屋

一級建築塗装技能士  
一級鋼橋塗装技能士  
職業訓練指導員  
外壁アドバイザー

※1.2ヶ月先の予約・来年の塗装予約もOK!

五所川原塗装工業会会員

## 藤一美装

(代表) 藤田 一哉

登録建設塗装基幹技能者

つがる市森田町森田月見野300-3 つきみの団地37  
電話 0173-26-4341 携帯 080-6001-1760

# 春の全国交通安全運動

実施期間 5月11日(土)～5月20日(月)

<運動の重点>



- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶



5月20日(月)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

【問い合わせ先】 つがる市交通安全対策協議会（つがる市総務課内）電話42-2111（内線342）

## 中小企業者や起業者の皆さまを支援します

市内で操業している中小企業者や、これから市内で起業される方に、補助金を交付します。

### 1. 中小企業借入資金信用保証料補給金（募集期間：通年）

事業活動に必要な資金（運転資金、設備資金）の調達を図る中小企業者を対象に、青森県特別保証融資制度により、信用保証料の補助を行います。

対 象 者	補 助 内 容
①市内に主たる事業所を有する中小企業者で青森県特別保証融資制度により融資を受けた方	信用保証料の2分の1（上限20万円）
②青森県「選ばれる青森」への挑戦資金の中で「県内で中小企業者として創業する事業」のうち創業5年未満で市内に居住していて、借入金1千万以内で借入期間が10年未満の方	全額補助

### 2. U I J ターン 起業支援事業（募集期間：通年）

雇用の場を創出するために、U I J ターンにより市内で起業する方を対象に、事業活動に必要な資金（事務所費等）の一部を、補助します。

対 象 者	補 助 内 容
①U I J ターンにより市内に移住した方 ②事業を起こした日が申請日より1年以内であること ③市内に住所を定めた日と開業日が異なる場合は、当該期間がおおむね1年以内であること ④主たる事業所が市内にある方	①機器リース料 ②人件費 ③賃借料および共益費 上記のいずれかの経費に対し、月額25,000円を上限に3年間補助します。

### 3. 中小企業拡大総合支援事業（募集期間：通年）

市内の中小企業者が事業拡大に向けた取り組みに対し経営コンサルタント等の民間の専門家を招き、経営の診断や助言を行うための経費を補助します。

対 象 者	補 助 内 容
①市内に主たる事業所を有する中小企業者 ②経営の多角化や市場開拓、販路拡大などによる事業拡大に取り組む意欲のある中小企業者の方	専門家を招き要した経費で、1回あたり上限3万円を補助します（2回まで）。

### 4. 空き店舗新規出店者経営支援事業（募集期間：5月7日～9月30日）

市内商店街等にある空き店舗を活用する新規出店者に経営支援を行います。

対 象 者	補 助 内 容
①平成31年4月1日以降、空き店舗に入居し、かつ開業しようとする方 ②市内において開業する方 ③小売業、卸売業、飲食およびサービス業 ④新規に12カ月以上継続して営業できる方	店舗改装費の3分の2（上限100万円） 店舗賃借料の3分の2（上限60万円）

【1～3の事業の申し込み・問い合わせ先】 商工観光課 電話42-2111（内線431）

【4の事業の申し込み・問い合わせ先】 商工会 電話42-2449